

社会福祉法人

希 望

居宅介護支援事業所 こもれび

重要事項説明書

(居 宅)

事務所

神奈川県相模原市南区大野台4丁目4番36号

重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 希望
代表者の職・氏名	理事長 石川廣直
法人所在地	神奈川県相模原市南区大野台 4-4-36
提供しているサービス	特別養護老人ホーム こもれび
	ショートステイこもれび
	ケアハウスこもれび
事業所名	居宅介護支援事業所 こもれび
所在地	神奈川県相模原市南区大野台 4-4-36
事業者指定番号	1472608759 号
管理者・連絡先	田邊 良一 ☎ 042-757-7330
サービス提供地域	相模原市南区、中央区、緑区（相模湖、藤野を除く）、座間市（相模が丘）、町田市（中町、森野、木曾）

2. 事業所の職員体制等

管理者	1名（常勤勤務）
介護支援専門員	1名（1名は管理者・常勤勤務）

3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日を含む）
営業時間	8：30～17：30

（注）年末年始除く（12月29日～1月3日）

4. 当法人のサービス取扱方針

一人一人の顔が見える暮らし、私はこうしたいという主張のできる暮らしを目指し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、行政や保健・医療福祉サービス事業者等との密接な連携を図ることを心掛けていきます。

- ・プライバシーの確保
- ・要介護状態の軽減または悪化の防止
- ・利用者、またはその家族へのサービス内容に対する説明
- ・サービスの質の評価と改善

5. サービスの内容

事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当するもの等を定めた居宅サービス計画書を作成するとともに当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、おかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう努力いたします。

居宅介護支援に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。

居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分に配慮いたします。

事業者は居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

また、居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

6. 連絡体制

事業者は連絡先として以下の通り連絡体制を確保致します。

■管理者 氏名 田邊 良一 連絡先 ☎042-757-7330

営業日 月～金 8:30～17:30

※ 12月29日から1月3日を除く

7. 市町村への届出

この居宅介護支援サービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

8. サービス提供の記録等

サービスを提供した際には、予め定めた「支援経過報告書」等の書面に必須事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。

事業者は、一定の期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「支援経過報告書」等の書面を作成して、利用者に説明の上、提出します。

事業者は、「支援経過報告書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧いたします。

9. 利用料金等

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料金は厚生労働大臣の定める基準によるものとします。利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費についてはその実費の支払いが必要となります。片道1キロあたり20円とします。

10. 緊急時、事故発生時の対応

- (1) 当事業所は利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には市町村、ご家族に連絡し必要な措置を行います。
- (2) 利用者様に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情について、次の窓口で対応します。

お客様相談窓口	TEL 042-757-7330 FAX 042-769-5720 〔管理者〕 田邊 良一 対応時間 平日 8:30~17:30
---------	--

また各市町村の健康福祉課(介護保険担当窓口)及び、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	介護保険課 TEL045-329-3447 (介護苦情相談係) 0570-022110 (苦情専用)
相模原市 高齢政策課	指定・指導班 TEL 042-707-7046
社会福祉法人 希望	施設長 TEL 042-757-7330

この説明書の締結を証明するため、この説明書を2部作成し、証明捺印をいただいたうえで利用者様、事業所が各自1部を保有します。

指定居宅介護支援の提供開始にあたり本書面に基づいて重要事項を説明しました。

〔事業者〕 〒252-0331

所在地 神奈川県相模原市南区大野台4丁目4番36号

代表者名 理事長 石川 廣直

事業所 居宅介護支援事業所 こもれば

説明者 居宅介護支援事業所 _____ 印

上記の内容について説明を受け、同意し交付を受けました。

平成 年 月 日

〔利用者〕 〒

住所 _____

氏名 _____ 印

〔立ち合い人〕 〒

住所 _____

氏名 _____ 印